

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第13号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の180」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の230」に改め、同項第2号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同条第5項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中、「6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の137.5（特定管理職員にあつては、100分の117.5）を「100分の110」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の80（特定管理職員にあつては、100分の70）を「100分の62.5」に改める。

第3条第3項第1号中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の230」を「100分の225」に改め、同項第2号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同条第5項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条の規定は、平成30年12月1日から適用する。